

内閣参事長官事務所 三三三 總理府 郵政局長 改定

電氣通信設備ノ動員整備ニ關スル件(案) 昭和十九年三月

通 信 院

第一 方 針

本邦ニ於ケル電氣通信設備ノ動員整理ヲ行ヒ、要員、物資、資金ノ徹底的經濟化ヲ圖ルト共ニ、非常時ニ於ケル各廳施設ノ綜合的利用ヲ可能ナラシメ、以テ戰時下國家ノ樞要通信施設特ニ國土防衛通信網ノ急遽ナル完成ヲ期セントス

電氣通信院
電氣通信院
電氣通信院
電氣通信院

第二 要 領

(一)有線設備ノ統合整理ヲ行フ
各廳有線設備ノ統合整理ニヨリ、主要物資ノ回收活用ヲ圖リ、以テ施設ノ強化、機能ノ向上ヲ期スルト共ニ、空襲其ノ他大災害ニ對應

各道庁ケーブルノ多ク電利用也
同軸ケーブル也。

スル鞏固ナル通信系統ヲ整備スル爲左ノ措置ヲ講ズ

(イ) 主要區間同線ノケーブル化

市外ケーブル網改造工事ヲ促進シ、之ニ各廳電氣通信ノ主要區間

同線ヲ統一收容スルニ努ム

(ロ) 短距離區間同線ノ線路統一

短距離區間ノ同線ハ原則トシテ通信院線路ニ統一ス

(ハ) 市街地線路ノ統一

市街地ニ於ケル通信同線ハ原則トシテ地下線路ニ統一ス

(ニ) 無線設備ヲ整備シ運用ヲ統制ス

非常災害時ニ於ケル無線通信機能ノ活用ヲ全カラシメ、以テ通信連絡

ノ絕對確保ヲ期スル爲、重要地ニ對シ超短波多重通信施設其ノ他非常

用無線設備ノ擴充整備ヲ圖ルト共ニ無線通信ノ運用ヲ統制ス

(三) 非常時ニ於ケル施設ノ綜合的利用ヲ圖ル

空襲其ノ他非常事態ニ對應シ、各廳有無線通信施設ヲ綜合一体的

ニ利用シ得ル如ク之方計畫並ニ施設ヲ爲ス

(四) 施設計畫ノ綜合調整ヲ強化ス

國家ノ樞要通信施設特ニ國土防衛通信網ノ最重要點の整備ヲ行フ爲、

各廳有無線通信施設計畫ノ綜合調整ヲ強化ス

(五) 施設ノ建設保守ヲ一元化ス

技術ノ統一向上及建設、復舊工事ノ迅速化並ニ要員、物資、資金

ノ徹底的經濟化ヲ圖ル爲、各廳電氣通信施設ノ建設保守ハ原則ト

シテ之ヲ一元化ス

軍計書
保連

市外ケーブル網改造工事ヲ促進シ、之ニ各廳電氣通信ノ主要區間
同線ヲ統一收容スルニ努ム
主要都市間ハニルト主義ス

通信院

有線ノ補助トシテ
利用(山カシ山)同一
非常災害時ニ於ケル無線通信機能ノ活用ヲ全カラシメ、以テ通信連絡

第三 措 置

(一) 本要領ノ實施ニ依リ回收シ得ル主要物資ハ國土防衛通信施設ノ整備ニ優先的ニ充當ス

（二）本要領ノ實施ニ當リテハ各廳ノ業務運行ニ必要ナル通信専用ニ付

支障ヲ來サシメザル如ク措置スルモノトス

（三）本要領ノ實施ヲ圓滑ナラシムル爲通信院ニ於テ關係各廳増富官ヲ

切實ニシテ

切實ニシテ

切實ニシテ

不 考

（四）本要領ノ實施ニ關シテ命令禁止ノ事ハ

一 軍用電氣通信設備ニツイテハ其ノ特殊性ニ即應スル如ク特別ノ措

置ヲ講ズルモノトス

（五）軍用電氣通信ハ

二 鐵道專用通信設備ニツイテハ其ノ特殊性ニ鑑ミ鐵道輸送ノ運営ニ

支障ナカラシムル様措置スルモノトス

（六）本要領ノ實施ニ關シテ命令禁止ノ事ハ

（七）本要領ノ實施ニ關シテ命令禁止ノ事ハ

理由

戰局ノ緊迫ニ伴ヒ國土防衛要務ヲ益々強化シ空襲等非常事態ニ際シ

海陸機敏ナル國家活動ヲ維持スル爲、國土防衛通信設備ノ完備ハ現

下要緊ノ要務ナルトコロ、物資、勞力等ノ事情ニ制約セラレ未ダ之

カ要領ヲ充足シ得ザル状態ナリ。然ルニ我國電氣通信施設ハ多以ノ

管理主体ニ分屬シ居リ、施設計畫ノ綜合調整ヲ欠キ重要物資、勞力

ノ重複無駄ヲ生ジ居ルノミナラズ、技術水準ヲ異ニセルモノアリ、

又非常時ニ於ケル施設ノ綜合的利用モ不可能ニシテ決戦下通信機能

ノ能力發揮ヲ期シ得ザル状態ナリ。

カカル實情ニ鑑ミ是等各種施設ノ綜合整理ヲ行ヒ、既ツテ生ズル勿

資、勞力ヲ動員シ、以テ國家重要通信施設ニ國土防衛通信施設ノ

急速ナル完成ヲ圖ラントス。



内務省修正意見

第三措置ノ(二)ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フルコト

(三) 本要領ニ依リ回線ヲ通信院ニ移管シタル場合ニ於テハ現在線路ノ有スル綜合的且特殊の機能ヲ保持スルニ必要ナル通話回路ヲ當該縣ニ専用セシムルモノトス

本件閣議決定中左ノ事項ヲ定ムルモノトス

運輸通信大臣通信施設整備ニ關スル年次又ハ臨時的ナル計畫ヲ定ムル場合審察通信施設ニ關スル事項ニ付テハ内務大臣ニ協議ノ上之ヲ爲スモノトス

大日本帝國政府

(自水) 従来ノ計上予當テ如何、措置スルヤ

(通信) 建設保存費、專任制、形取、多化
ニ特ニ會計、繰入トスル。

(自水) 勞力ノ問題、如何スルヤ

(通信) 勞力ノ減少、計畫、余裕、信、行、自、得
ニ加テ、ル、足、出、十、リ。

(自水) 四年計畫ノ促進ニ要スル隊員、物資
勞力ヲ如何ニスルヤ

(國定規格B5一八×二五七種)

大日本帝國政府

(通信)

隊の平均ハ必要の修費既定を要するに非ざる
ニ如きハ予定・物資ハ自給自足を得、努力ハ
機械運轉ノ製作面ニ在リ而シテ不足ニ
一ツマリ、之ハ備用、二十四時間作業者等ハ
ハ打倒せん事ナシ
協力工務ニシテ並業等ヲ輕視せん結果
隘路ヲおろす事ナシ

(國定規格 100x357)

(陸道)

輸送ノ通信トテ必要ナル關係アリ。輸送
ノ障害ニシテ、車軌ノ設置ニシテ障害ヲ生ズル
ハ道路ノ固ル。統一收束ノ限ハ、技術上
檢討シテ之ヲ障礙ナクシテ限ル。

(陸道)

門前ノ要員ヲ派遣シ檢討ス
後如ク

